省　令

○法務省令第八号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十九条第二項、不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第七条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）並びに人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）第十六条第一項及び第二十条の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月二十九日

法務大臣　千葉　景子

第一条　法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表横浜地方法務局の部相模原支局の款同支局の項位置欄中「相模原市」を「相模原市中央区」に改める。

第二条　登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第七条に次の一項を加える。

4　静岡地方法務局富士支局及び富士宮出張所の管轄に属する商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）は、静岡地方法務局沼津支局で取り扱わせる。

第八条中「上田支局」の下に「、飯田支局、諏訪支局、伊那支局」を加える。

第十四条から第十六条までを次のように改める。

第十四条　和歌山地方法務局湯浅出張所の管轄に属する商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）は、和歌山地方法務局で取り扱わせる。

第十五条及び第十六条　削除

第十八条第二項中「熊野支局」の下に「、鈴鹿出張所」を加える。

第二十三条第二項中「海田出張所及び可部出張所」を「東広島支局及び可部出張所の管轄に属する商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）並びに同法務局海田出張所」に改める。

第二十八条第一項中「箱崎出張所」を「筑紫支局、箱崎出張所」に改め、同条第二項中「登記事務」の下に「（商業登記の事務を除く。）」を加え、同条第四項中「直方支局」の下に「、田川支局」を加える。

第三十二条第二項中「玉名支局」の下に「、天草支局」を加え、「、熊本南出張所」を削る。

第三条　人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程（昭和二十四年法務府令第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一八幡人権擁護委員協議会の項を次のように改める。

郡上人権擁護委員協議会	郡上市	岐阜地方法務局八幡支局の戸籍及び公証に関する管轄区域

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第一条の規定　平成二十二年四月一日

二　第二条中登記事務委任規則第二十三条第二項並びに第二十八条第一項、第二項及び第四項の改正規定　平成二十二年五月六日

三　第二条中登記事務委任規則第十四条から第十六条までの改正規定　平成二十二年五月十七日

四　第二条中登記事務委任規則第七条及び第十八条第二項の改正規定　平成二十二年五月二十四日

五　第二条中登記事務委任規則第八条の改正規定及び第三十二条第二項の改正規定（「玉名支局」の下に「、天草支局」を加える部分に限る。）　平成二十二年五月三十一日

○厚生労働省令第三十四号

国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（昭和三十五年政令第百二十二号）第二条の規定に基づき、国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月二十九日

厚生労働大臣　長妻　昭

国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令

国民年金の事務費交付金の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「二百四十四万八千円」を「二百二十九万九千円」に改め、同条第二号中「百三十九万円」を「百十六万五千円」に改め、同条第三号及び第四号中「二月」を「一月」に、「一月」を「十二月」に改める。

第二条第三項中「四十五円」を「四十四円」に改める。

別表第一(1)を次のように改める。

(1)　地域差の係数（第一条第一号関係）

区　分	係　数	区　分	係　数
1級地の1	0.139	5級地の1	0.127
2級地の1	0.136	5級地の2	0.127
2級地の2	0.134	5級地の3	0.127
2級地の3	0.134	5級地の4	0.127
3級地の1	0.134	6級地の1	0.125
3級地の2	0.133	6級地の2	0.125
3級地の3	0.132	6級地の3	0.125
3級地の4	0.131	無級地の1	0.121
4級地の1	0.132	無級地の0	0.121
4級地の2	0.132		
4級地の3	0.131		
4級地の4	0.130		

備考　区分欄の区分は、普通交付税に関する省令（昭和37年自治省令第17号）の規定による市町村の地域区分による。

別表第一(2)を次のように改める。

(2)　地域差の係数（第一条第二号関係）

区　分	係　数	区　分	係　数
Ⅰの地域10種地	0.041	Ⅱの地域10種地	0.024
Ⅰの地域9種地	0.041	Ⅱの地域9種地	0.024
Ⅰの地域8種地	0.037	Ⅱの地域8種地	0.024
Ⅰの地域7種地	0.032	Ⅱの地域7種地	0.021
Ⅰの地域6種地	0.017	Ⅱの地域6種地	0.016
Ⅰの地域5種地	0.013	Ⅱの地域5種地	0.013
Ⅰの地域4種地	0.003	Ⅱの地域4種地	0.003